介護保険料のお知らせ

【問い合わせ先】
高齢介護課　介護保険係
☎52−9280

介護保険料の納入通知書を７月初旬に発送します。介護保険料に関する詳しい内容については、通知書に同封するお知らせ文書をご確認ください。

また、災害・倒産・病気等により生活が著しく困窮し、納付が困難な場合には、申請により保険料が徴収猶予、または減免されることがありますので、お早めにご相談ください。

（１）所得段階が１３段階になります

令和６年度の所得段階は、国の制度改正により介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、９段階から１３段階へ変更となりました。これにより、一部の所得段階で保険料額が変更となります。

香美市の介護保険料（第１号被保険者）【令和６年度の額】

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第１段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円以下の方	0.285％	19,700円
第２段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円を超え１２０万円以下の方	0.45％	31,100円
第３段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が１２０万円を超える方	0.75％	51,800円
第４段階	・本人が住民税非課税 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円以下の方	0.85％	58,700円
第５段階	・本人が住民税非課税 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円を超える方	1.00％	69,000円
第６段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が１２０万円未満の方	1.15％	79,400円
第７段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満の方	1.30％	89,700円
第８段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満の方	1.55％	107,000円
第９段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が３２０万円以上４２０万円未満の方	1.70％	117,300円
第10段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が４２０万円以上５２０万円未満の方	1.90％	131,100円
第11段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満の方	2.10％	144,900円
第12段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満の方	2.30％	158,700円
第13段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が７２０万円以上の方	2.40％	165,600円

（２）介護保険料（普通徴収）の納期が増えます

令和６年度賦課分より、介護保険料（普通徴収）の納期が年７回から年９回に増えます。このことにより、1回あたりの納付額が減るため、介護保険料が納めやすくなります。詳しくは下表をご確認ください。

※年金から天引き(特別徴収)の方については、変更ありません。これまで同様に年金支給月(４・６・８・10・12・２月)に天引きされます。

■対象者：介護保険料を納付書または口座振替により納付している方（普通徴収）
■変更点：納期が年７回から年９回に変更

【変更前】令和５年度まで

納期月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
期別	−	−	−	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	−	−

【変更後】令和６年度から

納期月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
期別	−	−	−	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期

介護保険施設の利用料が軽減されます

介護保険施設や短期入所サービス（ショートステイ）を利用する方の居住費・食費について、次の該当要件を**すべて満たしている方**は、申請により『介護保険負担限度額認定証』が交付され、施設に提示すれば居住費・食費が軽減されます。

なお、有効期限が令和６年７月末の認定証をお持ちの方は更新の手続きが必要です。

【該当要件】
（１）本人および同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
（２）本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
（３）本人および配偶者（別世帯も含む）の預貯金など（有価証券なども含む）の要件が以下に該当する方

利用者負担段階		預貯金等の要件
1	生活保護受給者など	−
2	合計所得金額＋年金収入(非課税年金含む)が８０万円以下	単身　650万円、夫婦１，650万円以下
3−①	合計所得金額＋年金収入(非課税年金含む)が８０万円超〜１20万円以下	単身　550万円、夫婦１，550万円以下
3−②	合計所得金額＋年金収入(非課税年金含む)が１20万円超	単身　500万円、夫婦１，500万円以下

【手続きに必要なもの】
（１）介護保険被保険者証　（２）印鑑　（３）預貯金額がわかる通帳、有価証券などの金額が分かる書類
（４）代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
※ 非課税年金を受給されている方は、その年金の種別を申告してください。

【対象施設】
特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院
※ケアハウス、グループホームは含みません。

【問い合わせ先】
高齢介護課介護保険係
☎52−9280